

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	高松市自治基本条例を考える市民委員会 第5回会議
開催日時	平成20年4月23日(水)18時30分～20時40分
開催場所	高松市役所 11階 職員研修室
議 題	(1) 条例の構造について討議 (2) その他
公開の区分	公開 一部公開 非公開
上記理由	
出席委員	柘植委員長，立野副委員長，植松委員，太田委員，大野委員，小野委員，葛西委員，高木委員，中條委員，中村委員，松下委員，円尾委員，山田委員，吉田委員
傍聴者	0人
担当課および連絡先	企画課 839 - 2135

## 審議経過および審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

## (1) 今後の進め方

(柘植委員長)

今日からが本番で、今回と次回で自治基本条例の基本構造の項目を粗方洗い出す。今までのワークショップでやってきた内容をどれだけ入れていくか。これから2回項目名の精査をした後で、項目の中に何を盛り込むかについて踏み込んでいく。例えば、住民投票について、他市を見ると、「住民投票できる。」とだけ書いてあるところもあれば、具体的に「有権者の何十分の何が署名するときにはできる。」と書いているところもある。いくつかポイントがあるので、そこをみんなまで話し合っていきたい。今日の討議のやり方は、条例の項目となるものを皆さんにひとつずつ言っただき、短冊に書いて、ホワイトボードに貼り付けていき、同じものや別のものというようにホワイトボード上で整理する。

他市のどこの条例も前文と目的はある。私たちの場合、前文は今回作らない方向で考えている。具体的にこの項目の中に何を盛り込むかという方向性は出していくが、前文はこの委員会を引き継いで条例を作る別の委員会にお願いする。余力があったら、前文の中にこんなことを盛り込んで欲しいというのを最後申し送りに入れたいと思う。

## (2) 条例の構造について討議

(柘植委員長)

まずは、条例の全体構造をやる。やり方はブレインストーミングという方法である。これは、頭の中に入っているキーワードをどんどんはきだしていく。委員は順番に自分がこの条例の中に謳いたい項目を1個ずつ全部言っただき、だいたい出揃ってくるまで続ける。

## 審議経過および審議結果

ここでのポイントは、私たちが作るのは自治基本条例でまちづくり条例ではないので、まちづくりの方向性についてはここでは触れない。まちの施策ではなくて、自治基本条例というからには自分たちが行政、市に対して、どう参加し、どうチェックし、何を直し、どう評価するか。だから、高松市にここに力を入れてくれということを書くのではない。自治基本条例は市民がどうやって参加するかのプロセスを載せるものであり、パソコンの世界に例えると、私たちが決めようとしているのは、オペレーションシステムである。普段はキーボードによる入力、つまり、市民の声を聞いたり、マウスで方向性を指示したり、もしくは住民投票で強制終了する。建物でいうと基礎、土台の部分にあたる。まちづくりそのものは、基礎の上に乗った建物そのものである。他市の条例を見ても、確かにまちづくりに関係するものが入っているところもあるが、そういう自治体では、別個にまちづくり条例が制定されていないことが多い。

一旦、整理する。

( 柘植委員長 )

その他の項目の中で、まちづくり条例に関係すること、マスタープランの中で触れるべきことがあるが、こういうところでしか高松らしさはない。

( 山田委員 )

地域課題としてでなく、例えば、環境共生、文化の創造を重視したいということについて、後の議論の中ではなく、最初から有効的にやってもらおうという意味決定ができるのであれば、入れても可能性がある気がする。

少子高齢化も何もかも悪いことではなく、いいことも悪いこともあるという見方をする人もいる。

( 柘植委員長 )

マスタープランの中の位置づけしかないものを入れるのは難しい。市全体の方向づけとして明確なものだったら入れてもいいが、そうでないと、あれも入れたら、これも入れたらとなってしまう。

例えば、少子高齢化について入れてしまえば、見解もあるし、この自治基本条例が10年か20年しか使えないものになってしまうのではないか。つまり、少子高齢化が問題になっているのは、急激な人口構造の変化が起こっているからで、どこかで安定してくる時期がきて、その時に少子高齢化について条文の中に入れていたら、この条例自体が形骸化してしまうので、基本的には普遍的なものしか残せないと考える。

( 立野副委員長 )

条文だけで高松らしさを出すことにとらわれなくて、むしろ施行後の実施の段階で高松らしさを出すことも考えられる。

丸亀市や善通寺市の条例では、5年以内にこの条例が形骸化した場合は、市長は何らかの対策をとるという条文を置いたりしている。

( 高木委員 )

自治基本条例の中にまちづくりも謳った方がいい。環境への共生を項目として入れるかどうかは別にして残したい。

## 審議経過および審議結果

( 柘植委員長 )

他市の例で環境について書いているところもある。でも，それを謳ったら，この下に必ず制度がついてくるので，環境への共生を入れるということは，今後，高松市が何かするときには，環境に適合していることが義務づけられることになる。

( 松下委員 )

それを言い出すと，残すかどうか議論しないとイケない。

( 柘植委員長 )

私個人は，持続的な発展を目指した方向性を示したい。環境等目先のことだけでなく，長期的，中期的にも高松が進むべき道を示す。一旦，その他の項目は横に置き，後で復活することもある。少し整理して，まとめられるものは大項目にあげていく。

( 松下委員 )

情報公開というのは，自ら公開するというのと，公開資料を市の権利として公開するという両方がある気がする。そういうことでいったら，説明することの責任があるということが抜けている気がする。

( 山田委員 )

行政への責務の中に入っているとも言える。

( 松下委員 )

行政の責務と入れるより，情報として入れた方がイメージとしていい印象がある。

( 柘植委員長 )

「ものごとの決め方」を皆さん想定してもらって，これから自治基本条例もできて，市政に参加しようというときに，まず何が必要かというところを知ることである。情報公開の中で，説明責任を求め，それを聞いた上で，その情報を共有する。市民と行政，議会，市長とが情報を共有する。同じ情報を持っていないと同じ議論にならない。

( 山田委員 )

行政が何かすると言われたときに，市民が賛成か反対かということを想定した場合，持っている情報が違っていたら，議論にならないし，同じ情報をみんなが共有できるようにというのは大事だ。行政が考えた結果だけれども，議論した過程を知らないのに結果だけ示されても，どうも言えない。

( 松下委員 )

情報共有するときに，市長や議会は情報を持っていて，市民が情報を持っていない。説明責任で説明してもらったら，その時点で情報共有である。

( 山田委員 )

行政の人が判断した結果を私はある程度評価している。それにどう私たちが協力できるかという考えでここにきている。行政の人が考え

## 審議経過および審議結果

たのがいいか悪いか，チェックする機能は当然いると思うが，それを私たちに求められても，私個人は困る。

（柘植委員長）

全部が全部，共有しなければならないことはない。

ものごとの決め方という中であれば，情報共有がなくても問題ないと思うが，例えば，年金問題，これはプロがやっていて，情報の共有が図られているかどうかは知らないが，責任だけが国民にまわってきている。もし高松市で起こったときに，私たちは信託した側として，それを甘んじて全部受け取ることができるかどうか。そのためには，情報の公開，市役所に聞きに行くことができ，説明を聞いて，なるほどと思うところはその情報を共有する。違うのではないかというところは，ここの中には出てこなかったが，例えば，市民条例を作るとか，住民投票をすることができるということが後についてくる。

（松下委員）

議員がこういう理由で決めただと言われた時，それが理解できなかったら，次信託するかどうか分からない。同じくらいの情報を共有していないと賢い市民にはなれないのかなという懸念があるので，やっぱり情報共有はいる。

「できる」と書くか，「しなければならない」と書くか，そこに高松らしさがあらわれるので，項目も一つだけけれど，その最後の書きぶりというのは，高松らしさにつながっていく。

（柘植委員長）

最終的には，「できる」と書くか，「やるべき」と書くか，「しなければならない」と書くかで全然意味合いは違うので，そこは頭の中に置いたうえで高松らしさを出す。ものごとの決め方は，行政に対して、市民参加，さらに，行政評価の仕組み，やり直しの仕組みを取り入れる。要するに，Plan, Do, See, Check の Plan 計画を立てる Do 実行する See は検証させて，Check やり直しさせる，その前段階だ。

（山田委員）

行政と議会との進め方の中で，一番不満を持っているのが，知らない間に行政と議会の間で議論が進んでいること。議員に説明する情報を市民にも明らかにした方がいいと思う。情報の共有というのはそういう段階から市民にも情報を出していくということで，説明責任とは違う気がする。プロセスの共有に近い。

（柘植委員長）

市民が聞くか理解するかは別にして，常に情報は早めに一方的にでも出し続ける責任は行政に今後望まざると得ないと思うし，情報を公開しなければならない。ただし，市民に分かりやすく説明する責任を持っているというように最終的にはなるのかなと思う。

## 審議経過および審議結果

(山田委員)

情報の共有はその個人によって違う。情報の公開の原則，いつも情報は公開しますというのが一番上に入る。

(松下委員)

情報公開というと何でも言ってくれるというふうに理解する。今の情報公開の制度はおそらく決定したことはでてくるが，そこにいたるまでのことは分からないということがたくさんあるのではないか。

(植松委員)

情報公開に関しては，情報公開や説明責任は手段であって，共有するのが目的ではないかと思う。

(太田委員)

情報を共有するために必要であれば公開してもらって，わかるような説明をして欲しいということ。情報共有も手段であり，共有して何もしないわけではない。市民参加して何かしたいから情報共有する。

(柘植委員長)

大分整理できた。「情報共有の原則」。あまり決まっていないことをオープンにすることは，逆に市民側の大混乱を招く。

(小野委員)

共有する時にその過程までの説明がいるのではないか。情報公開する時にそのプロセスの段階を公表する。

(高木委員)

それでもやっぱり決まってしまうてから言うよりは，計画段階から言ってもらわないと市民としての意見が言えない。

(柘植委員長)

市民の判断が必ずしも正しいとは限らない。市民，行政，議員，お互いがチェックしあいながら，今回の自治基本条例のチェック機能も使っていく。ポピュリズム（大衆迎合主義）に走って何でも入れてしまう条例になるかもしれない。情報公開の過程は気をつけないと市民が大混乱するだろうということも意識してください。

(山田委員)

市民の中で手に負えなくなったとしても，信託された議決機関の議員が決定してくれればいい。信託を受けて議員になったのだから，方向性を決めてほしい。

## 審議経過および審議結果

( 柘植委員長 )

ここで、Plan Do のところは難しいので、See Check からいきたい。検証するのは、「行政評価の仕組み」「見直しができる」何か欠けてないだろうか。情報を知って、何かをやっていこうというときに、行政だけでやるべきことと行政と市民でやるべきこと、これが協働に入ってくる。「協働の原則」

( 山田委員 )

「協働の仕組み」は地域コミュニティにかかる。協働するのは、行政と市民だが、行政と市民もしくは地域コミュニティなのだろうか。「協働の原則」は、行政と市民ということで書けば、地域コミュニティに入り、どちらかということ市民参画ではないか。

( 松下委員 )

「協働の仕組み」という意味合いは、行政の姿勢を問いたいで、ここで言う「協働の原則」は、一般原則のようなことを言っている。コミュニティの話に及ぶと一般的な市民参加より、コミュニティを重視するという位置づけになる。

( 柘植委員 )

コミュニティとは何か。条例に「自治会に必ず入る」と書くこともできる。自治会ではなく地域コミュニティと言い方を変えたのは、地域には自治会だけではなく、PTAや婦人会、青年会議所などもあるし、高松に住んでいない人たちも考えられる。

( 吉田委員 )

どんどん団地ができて、団地の中に自治会が作られていない。隣は何をする人ぞ、という状況が増えている。それでコミュニティと言えるか。

( 小野委員 )

コミュニティセンターやコミュニティ協議会は、個人で参加する組織。自治会という団体の組織を前面に出したら、嫌な人はいると思う。

( 柘植委員長 )

自治会は重要な支援組織であるが、絶対自治会でないといけないことはない。

( 吉田委員 )

その中にまとまりがあって、向こう3軒両隣の組織ができればいいが、それさえない。

( 柘植委員長 )

まちづくりの世界では、そのことが課題になっていて、自治会というのは、確かに入るべきだとは思いますが、そうでない人もいて、例えばマンションの住民は入る人と入らない人とが明確だ。ただ、その人た

## 審議経過および審議結果

ちの中には、PTAの役員として地域の活動をしたり、NPOの活動をしている人もいる。問題となるのは、自治会にも入っていないし、PTAもしませんというように他の人たちにしてあげることはやりませんという人たちだ。

(山田委員)

それも、今子どもが生まれたばかりでできないという人もいるわけだから、自治会を組織したらいいというのではない。行政側が何か一緒にやろうといったときに、特定の組織にはいえないので、地域コミュニティという集団と協働しませんかということになると思う。

(柘植委員長)

つまり、一市民との仕組みではなく、行政がパートナーとするときは、団体となる。

(松下委員)

自治会の話はそうなんだが、では、コミュニティは？コミュニティ自体が本当に私たちの公的なシステムとして認められるのかどうか、そういう意味で、コミュニティをどれだけ重きをもって位置づけるかは議論があるところだ。

(山田委員)

市民の代表として、公的に認められているのは議会。それ以外の市民の代表のようなものをどういう形態で認めるか。

(柘植委員長)

危険なのは、ここで市民はコミュニティを通して何らかの市政参加をすべきと書いてしまったら、弱者配慮はできているのか。重度の障害がある人にとって、市民と呼ばれるために、何かの参加をすることとそこまで強く言い切っているのか。必ず自治会に入るべき、必ずコミュニティに入るべき、市民に市政に参加せよとは書けないというのは、みなさんだいたい分かっていると思う。ここでは、できるのにしない人が問題なわけだが、社会的弱者もいる。すべての人を配慮して、新しくできている市民の代表、コミュニティ、その位置づけをどうするかが大事であり、どう位置づけるかで生きるか死ぬかもあると思う。

(柘植委員長)

「情報共有の原則」と「協働の原則」でまとめ、2つの大きな原則ができた。おそらく高松の場合はもう1つくらい原則がある。それがアウトプット。

次回以降、またワークショップしながら、これをあと2回続けなければ全項目出てこないと思う。今回みなさんに出していただいた中でも、住民投票はどこにもでてきていない。とりあえず、前文と目的以降はこのようなグルーピングと項目がでてきた。いったんその他に置いた部分は、そのまま置いておき、最終的に中に取り込むか、前文に入れることを申し送るか、まちづくりに関係することだから削ってしまうかというのを決めるのは、最終段階まで持ち越す。

## 審議経過および審議結果

次回までに、今回お渡しした資料をよく読んでください。この資料を見たら、だいたい何を書くべきか分かると思う。ただ、問題は最終的に高松らしさを言葉で入れるか、制度で高松らしさを残すのかについて、次回以降重要になる。高松らしさを制度に活かすには、地域コミュニティについて他市と違うことを書くのかということも考えてください。それを次回の宿題にしたい。

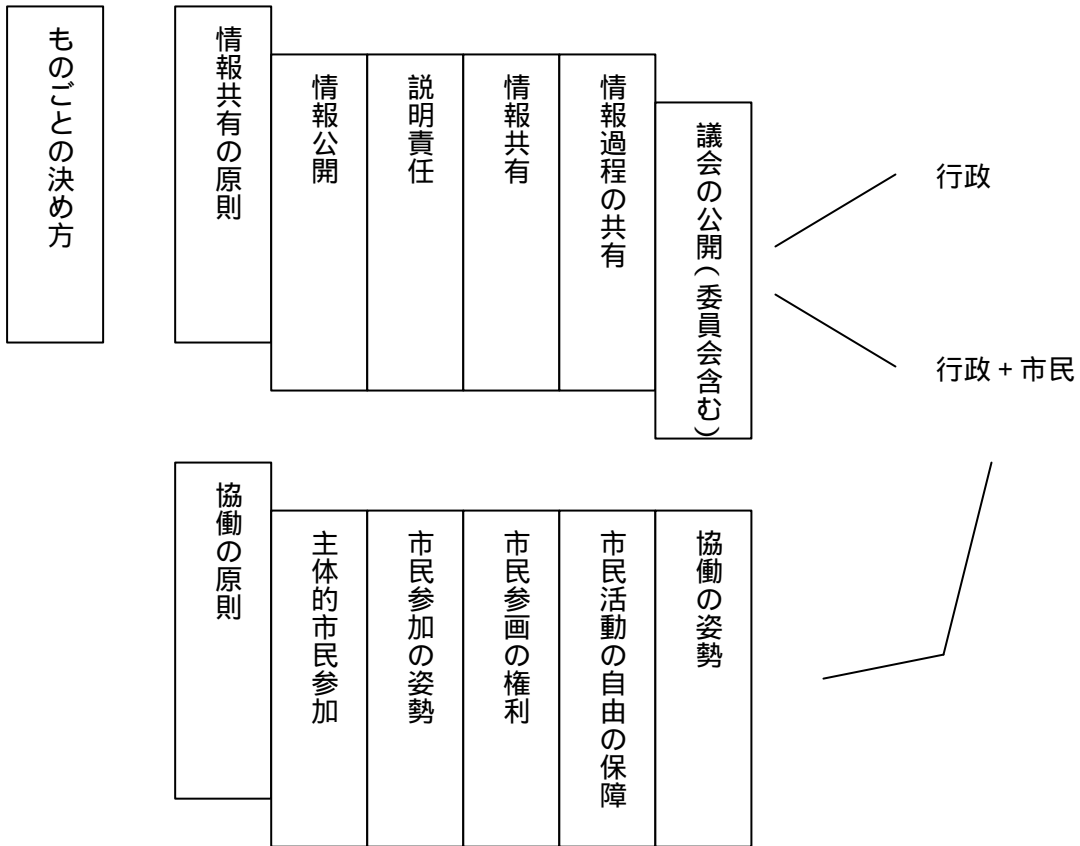
もうひとつ大きな宿題を皆さんに考えていただきたいと思う。自治基本条例を制定中の他市のホームページを見ると、議論が紛糾している項目がある。「市民の定義」である。この定義の書き方を間違えると大変なことになる。「市民の定義」として、例えば、高松市内に住んでいて、市内に通勤していると書くとする。でも、そう書いてしまったら、国籍をもっていなくても、住民票をおいてなくても、納税していなくても、市民として参加し、参画し、それに対してものを申し、だけど、責任を問うたときには逃げることができるという立場の人間がこの中に加わることになる。それがいいのかどうかということでもめているところが他市でいっぱいある。私の主観で言えば、風土という言葉があるが、住んでいる人だけでは風土はできない。風の人、例えば、転勤族や旅人とか、そういう人の目線もまちづくりの中に活かしていかないと風土にならない。でも、大変危険な項目なので、例えば、「市民の定義」として、住民票を高松市にもっていることと書いてしまうともものすごく限定されてしまう。住民票をもっているということは、納税の義務が課せられるということ、市民として当然権利を有している最小限の部分と、最大限の部分の間になると思うので、皆さん、「市民の定義」をどこまでもっていったらいいか考えてください。

これは、項目立てするときは影響しないが、最後の段階で次の委員会へ投げるときは少なくともこの部分はクリアしておかないといけない難しい大切なところなので、これから考えていきたい。

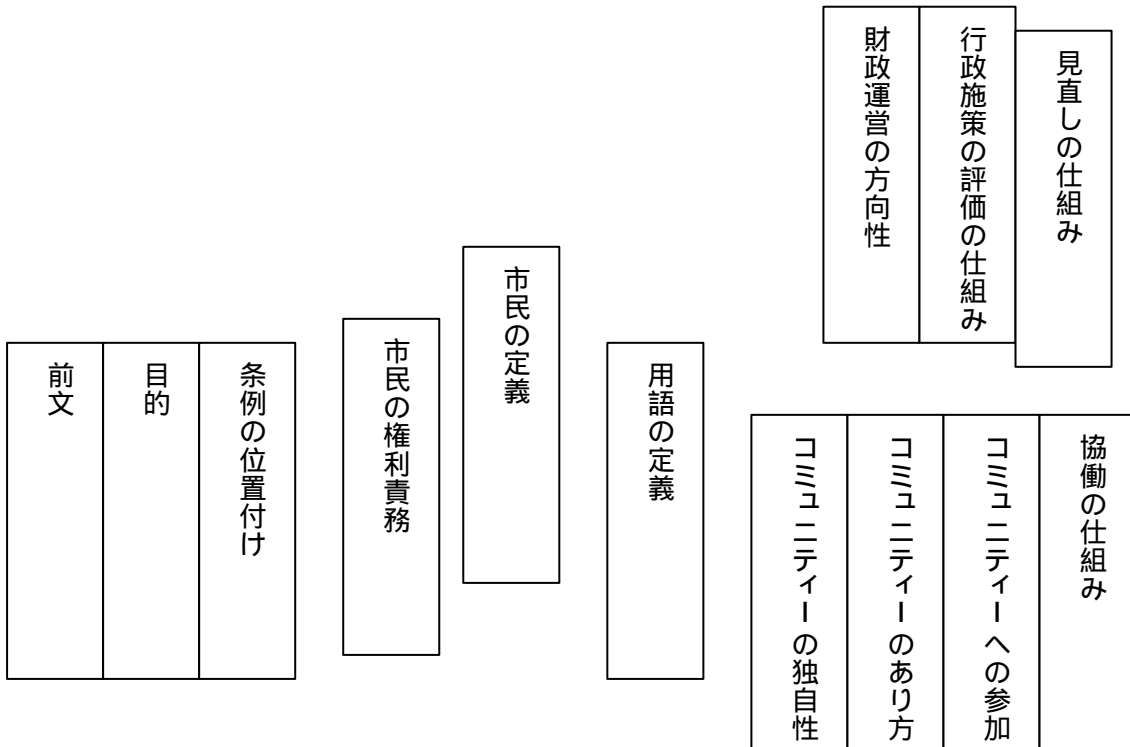


【項目名洗い出し状況】

「情報共有の原則」と「協働の原則」



「前文」「目的」以降の項目



行政と市民との役割分担	議会の権能と責務	行政の責務	市の職員の役割と責任	市長の役割と責務	国際交流	道州制をにらんだ広域連携
-------------	----------	-------	------------	----------	------	--------------

その他の項目

地場産業の活性化	安心安全なまちづくり	少子高齢化の取組み	医療制度の健全	男女共同参画	まちづくりの目標	文化の創造	生きる権利	自然との調和	観光の活性化
	環境との共生								